

予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第44号）第29条の規定に基づき、予備自衛官補の任免等細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第21—24号）の全部を改正する。

平成28年5月18日

陸上幕僚長 陸将 岩田 清文

予備自衛官補の任免等細部取扱いに関する達

改正 令和元年6月27日達第122-303号 令和2年1月9日達第122-305号  
令和3年3月15日達第122-315号

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 陸上自衛隊の予備自衛官補

第1節 任免等（第3条—第8条）

第2節 服務等（第9条—第12条）

第3章 海上自衛隊の予備自衛官補（第13条・第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、陸上自衛隊の予備自衛官補の任免、服務等及び陸上自衛隊（自衛隊地方協力本部を含む。）において担当する海上自衛隊の予備自衛官補に関し、必要な細部事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 訓令 予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第44号）をいう。

(2) 予備自衛官補（一般） 予備自衛官補（技能）以外の予備自衛官補をいう。

(3) 予備自衛官補（技能） 訓令第2条第5号に定める予備自衛官補をいう。

(4) 教育訓練招集部隊等の長 予備自衛官補の教育訓練を担当する部隊等の長をいう。

(5) 担当地方協力本部長 予備自衛官補が居住する市区町村の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部の地方協力本部長をいう。

第2章 陸上自衛隊の予備自衛官補

第1節 任免等

（採用の通知）

第3条 担当地方協力本部長は、元陸上自衛官から予備自衛官補を採用したときは、「予備自衛官補の採用について（通知）」（別紙第1）を中央業務支援隊長に1部送付するものとする。

（教育訓練修了期限の延長）

第4条 担当地方協力本部長は、教育訓練の修了期限の延長をするときには、訓令第14条各号に掲げる基準に基づき適任者に対して行うものとする。

（退職時の処置）

第5条 退職（教育訓練修了期限を経過した場合の退職を除く。）を希望する予備自衛官補は、氏名、生年月日、採用年月日、現住所及び退職理由を記載した書面をもって、担当地方協力本部長に申し出るものとする。

2 担当地方協力本部長は、予備自衛官補（技能）の退職希望者については、前項の書面を順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。

3 予備自衛官補に対する退職発令の通知は、担当地方協力本部長が行うものとする。

（免職の基準）

第6条 訓令第17条第1号に規定する勤務成績が良くないときとは、教育訓練招集時の勤務に著しく積極性を欠く場合、予備自衛官として必要な知識及び技能を修得することができない場合及び規律違反の常習があるときとする。

2 訓令第17条第2号に規定する心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないときとは、予備自衛官補の任免を行う者が、その指定する医師の診断に基づき、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認定したときとする。

3 訓令第17条第5号、第6号及び第8号に該当し予備自衛官補を免職することができる場合とは、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 正当な理由がなく、かつ、無届けで引き続き2回以上教育訓練招集に応じなかったとき及び3箇月以上所在不明であるとき。

(2) 重大な規律違反、悪質な刑事事犯及びその他自衛隊に著しく不利を与える事犯に関係したとき。

(3) 教育訓練招集中において自衛隊法（昭和29年法律第165号）第61条第1項に規定する政治的行為を行った場合で、その行為が悪質であると認めるとき。

（予備自衛官補の住所変更に伴う処置等）

第7条 予備自衛官補の居住地の変更に伴う担当地方協力本部長の担当変更の時期は原則として毎月20日とし、当該変更に係る関係書類の移管は、毎月6日から20日までの間に行うものとする。

2 前項の規定により担当変更の処置を行った場合、新担当地方協力本部長は、速やかに当該予備自衛官補に通知するとともに、従前の担当地方協力本部長に通知を行うものとする。

3 第1項の規定により住所変更の処置を行った場合、新担当地方協力本部長は、予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する訓令（平成28年防衛省訓令第44号）第4条に規定する教育訓練招集部隊等の長に速やかに通知を行うものとする。

（宣誓書用紙）

第8条 予備自衛官補の宣誓書用紙は、陸上幕僚監部で作成し、担当地方協力本部に送付するものとする。

第2節 服務等

（外出）

第9条 教育訓練招集中の予備自衛官補の外出は、営舎内に居住する自衛官の例による。ただし、特別外出は、教育訓練招集部隊等の長が真にやむを得ないと認める場合のほかは許可しないものとする。

(教育訓練招集中の事故等)

第10条 教育訓練招集部隊等の長は、教育訓練招集中に負傷若しくは発病した予備自衛官補を自衛隊の病院又は部外の病院に収容して診断を受けさせる場合には、当該予備自衛官補の担当地方協力本部長に速やかにこの旨を通報するものとし、入院した予備自衛官補の身上に関しては、常に病院長（部外の病院等の長を含む。）及び当該予備自衛官補の招集連絡人と密接に連絡しなければならない。

2 教育訓練招集中の予備自衛官補が危篤に陥り、又は死亡したときは、自衛官の例により処理するものとする。この場合において教育訓練招集部隊等の長は、危篤の通報及び死亡報告書の提出並びに遺族等への通報を行うほか、当該予備自衛官補の担当地方協力本部長と協議して予備自衛官補の死亡に伴う措置を行うものとする。

(教育訓練招集中の勤務成績評定等)

第11条 訓令23条の規定に基づく成績評定の様式は、防衛省人事・給与情報システム（以下「人給システム」という。）上の勤務成績評定書による。

2 教育訓練招集部隊等の長は、前項に規定する勤務成績評定書に基づき招集教育訓練毎に評定するとともに、予備自衛官補（一般）については、各招集教育訓練段階の20日、40日、50日が終了したとき、また予備自衛官補（技能）については、各招集教育訓練段階の5日、10日が終了したときに、人給システム上の勤務成績通知書を作成し速やかに担当地方協力本部長に送付するものとする。

3 担当地方協力本部長は、予備自衛官補が居住地の変更を行ったときには、勤務成績通報書（別紙第2）を作成し、第7条に規定する書類とともに新担当地方協力本部長に送付するものとする。

(教育訓練招集中の身上把握等)

第12条 教育訓練招集部隊等の長は、教育訓練招集中においては、予備自衛官補の身上把握等を行い、必要の都度担当地方協力本部長に通知するものとする。

### 第3章 海上自衛隊の予備自衛官補

(退職希望者の通知等)

第13条 担当地方協力本部長は、第5条第1項の規定により海上自衛隊の予備自衛官補（技能）から退職を希望する書面を受理したときには、当該書面を順序を経て海上幕僚長（人事教育部長気付）に送付するものとする。

2 前項の予備自衛官補（技能）に対する退職発令の通知は、担当地方協力本部長が行うものとする。

(準用)

第14条 担当地方協力本部長が行う第7条の規定は、海上自衛隊の予備自衛官補について準用する。

### 附 則

この達は、平成28年5月18日から施行する。

附 則（令和元年6月27日達第122—303号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年1月9日達第122-305号）

1 この達は、令和2年1月9日から施行し、この達による改正後の人給システムに係る規定は、同年1月1日から適用する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年3月15日達第122-315号）

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

別紙第1(第3条関係)

発簡番号  
年 月 日

中央業務支援隊長 殿

担当地方協力本部長  
(公印省略)

予備自衛官補の採用について(通知)

標記について、下記のとおり採用したので通知する。

記

| 階級 | ふりがな<br>氏 名<br>改姓のときは<br>旧姓も併記 | 男<br>女 | 認識番号 | 採用年月日 | 発令番号 | 自衛官離職<br>年 月 日 | 摘 要 |
|----|--------------------------------|--------|------|-------|------|----------------|-----|
|    |                                |        |      |       |      |                |     |
|    |                                |        |      |       |      |                |     |
|    |                                |        |      |       |      |                |     |
|    |                                |        |      |       |      |                |     |
|    |                                |        |      |       |      |                |     |
|    |                                |        |      |       |      |                |     |
|    |                                |        |      |       |      |                |     |
|    |                                |        |      |       |      |                |     |

寸法：日本産業規格A4

別紙第2 (第11条関係)

発 簡 番 号  
年 月 日

〇〇地方協力本部長 殿

〇〇地方協力本部長  
(公印省略)

( 区隊)

勤 務 成 績 通 報 書

| 1 氏 名          | 男・女 | 一般・技能 | 採用年月日 |
|----------------|-----|-------|-------|
| 2 担当地方協力本部長の所見 |     |       |       |

寸法：日本産業規格A4

備考：1 予備自衛官補（一般）及び予備自衛官補（技能）は、ともにこの様式を使用する。

2 担当地方協力本部長の所見欄は、添付する教育訓練招集部隊等の長が評定した勤務成績評定書以外の事項について記入する。

3 教育訓練招集部隊等の長が評定した勤務成績通知書を添付する。